

大学附属病院の特定機能病院としての役割に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

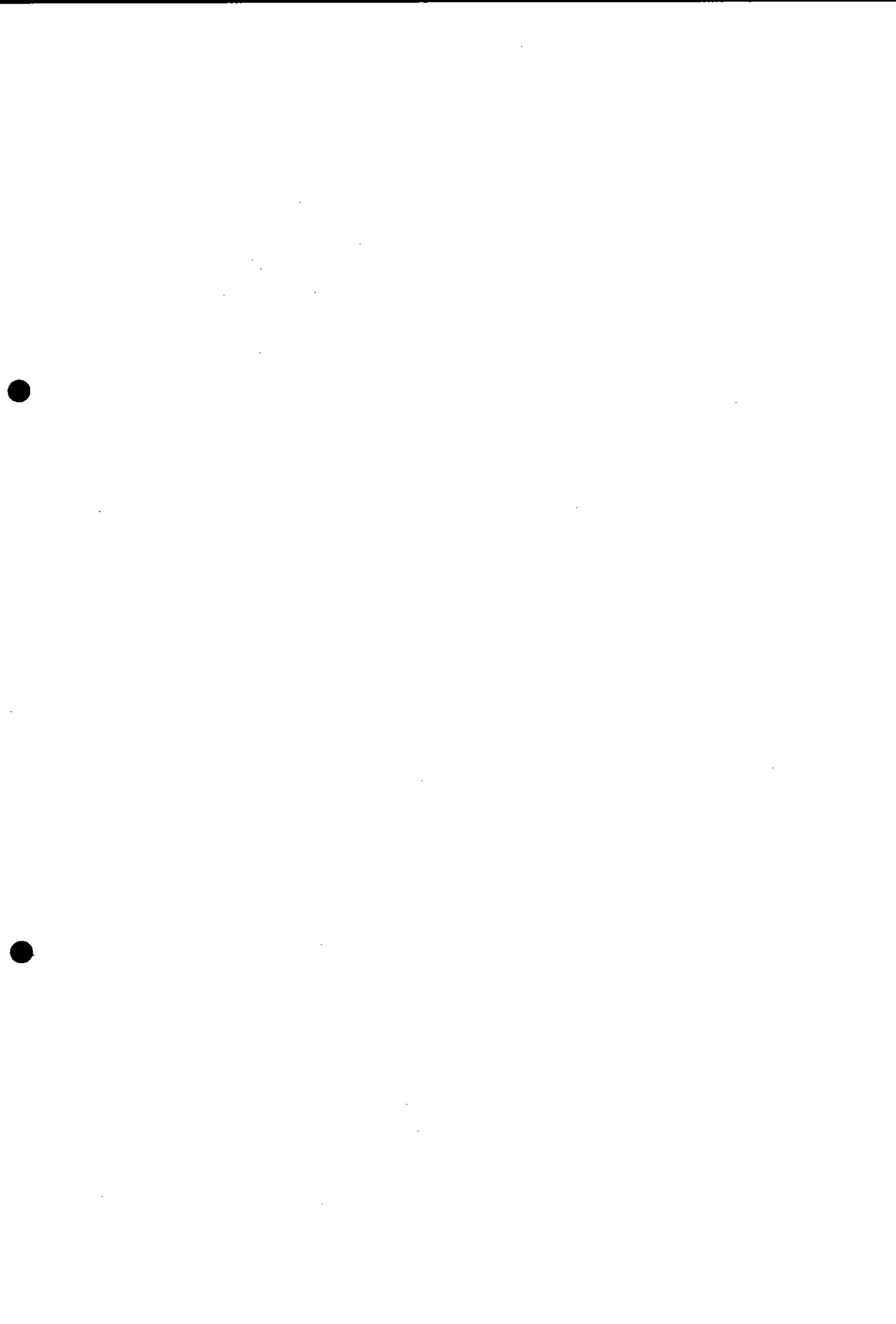
平成十四年一月三十一日

参議院議長 井上 裕殿

櫻

井

充



大学附属病院の特定機能病院としての役割に関する質問主意書

大学の附属病院は、一般病院では診療できない患者の治療に当たっているため、特定機能病院として位置付けられている。しかし最近の傾向を見ると、政府から採算性ばかり求められるため、本来の特定機能病院の役割を果たせなくなつてゐるようと思われる。

そこで、以下質問する。

一 本来、医学部附属病院の果たすべき役割は何か。

二 これらの病院を在院日数、ベッドの稼働率等一般病院と同じ指標で評価するのはなぜか。特定機能病院を評価する指標は、一般病院と異なるべきと考えるがいかがか。

三 これらの病院が採算性ばかりを求められるため、ある大学の附属病院では白内障や虫垂炎等、一般病院で治療可能な疾患の治療を積極的に行おうとしているが、本末転倒ではないか。

また、このことは一般病院の患者を奪うことになり、当該医療機関の経営を圧迫することになるのではないか。

右質問する。

